

## [事案 24-154] 死亡保険金支払請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

担当者が誤った死亡保険金額を説明したこと等を理由として、実際の死亡保険金額との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

申立人の子が平成 24 年 5 月に 2 歳 2 カ月で死亡し、家族保険金を請求したところ、送付されてきた「ご請求のご案内」に、「お支払試算額 60 万円」、注意書きとして「お子様の年齢が 2 歳 6 ヶ月を過ぎてから最初に来る契約日までの間に、死亡された場合は、お支払額は 30 万円となります」と記載されていた。担当者にこの記載をふまえ確認したところ、担当者は 60 万円であると説明したが、支払われた保険金は 30 万円だった。本件約款は、保険金額が 30 万円になるのは、2 歳 6 カ月に達した日から最初に到来する年単位の契約応当日までの間であると解釈できることから（主張 1）、また、担当者が 60 万円と誤った説明をしたことから（主張 2）、差額の 30 万円を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立契約の家族保険金額は 300 万円で、約款は、被保険者が子である場合について、出生日から 30 日は免責、出生日から 30 日経過後から 2 歳 6 カ月に達した日後の最初に到来する年単位の契約応当日前までは所定の家族保険金額の 1 割、それ以降は 2 割となることを規定しているため、支払額は 30 万円である。
- (2) 担当者は誤った説明をした事実を否定している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### 1. 主張 1 について

申立契約の約款は、被保険者が子である場合の支払事由について、「被保険者(子については出生日から 30 日経過後の子に限ります。)が、保険期間中に死亡したとき」と規定し、保険金額について、「所定の家族保険金額の 2 割(満 2 歳 6 カ月に達した日後最初に到来する年単位の契約応当日前に死亡したときは 1 割)相当額」と規定しており、その解釈は、支払事由欄と保険金額欄の記載を併せて読むと、「出生日から 30 日は免責、出生日から 30 日経過後から、2 歳 6 カ月に達した日後の最初に到来する年単位の契約応当日前までは所定の家族保険金額の 1 割、それ以降は 2 割」となるので、申立人の主張する解釈は認められない。

「ご請求のご案内」の注意書きは、申立人の解釈に沿った表現であると認められ、申立人に誤解を生じさせるものといえるが、そのことによって、約款に従って成立している契約内容が変更されるものではない。

#### 2. 主張 2 について

申立人は、「ご請求のご案内」を受け取り、担当者に保険金額を確認していること、申立

人が保険金額について異議を唱えたのは、30万円の支払がなされた後であったことが認められ、仮に、申立人の確認に対し、担当者が30万円との正しい説明をしていれば、申立人は、保険金額について、保険金支払前に問題にしているか、何の異議も述べなかったと考えられ、担当者は保険金額について60万円であるとの誤った説明をした可能性が高いといえる。

しかし、仮に担当者が誤った説明をしていたとしても、そのことによって、契約内容が変更されるものではない。